

6 実務経験（見込）証明書 ー （様式2-①・様式2-②）

※ 過去に受験された方も提出が必要です。

(1) 実務経験証明書の様式について

「法定資格者用」（様式2-①）と「法定資格以外の相談援助業務者用」（様式2-②）の2種類あります。**いずれか該当する実務経験（見込）証明書の様式**をコピーして使用してください。

(2) 実務経験（見込）証明書の事業所等への作成依頼

- ① 実務経験（見込）証明書は、受験資格に該当する**事業所等の証明権限を有する方（以下、証明権者）がすべて記入**する書類です。
- ② **受験申込者は、本項だけでなく、P52～P54に掲載している証明権者向けの記入要領と実務経験証明書の様式の左側にある記入例も含めて、全ての記入要領を熟読し、よく理解された上で、実務経験（見込）証明書の作成を依頼してください。**
- ③ 実務経験（見込）証明書は、巻末の**様式2-①、様式2-②をコピー**の上、証明権者（若しくは担当者）にお渡しください。併せて、**証明権者向けの記入要領（P52～P54）と実務経験証明書の様式の左側にある記入例もコピー**の上、お渡しください。

(3) 記入要領等

- ① 記載は、**黒色ボールペンを使用し、楷書で正確に記入**してください。
記入を間違えた場合は、二重線で消し、訂正印として証明権者の公印を押してください。
記入担当者、受験申込者の印での訂正は認められません。
- ② 実務経験（見込）証明書は、巻末の様式2-①、様式2-②をコピーしてご使用ください。
※ 実務経験（見込）証明書は、（公社）福岡県介護支援専門員協会のホームページ（<http://fukuoka-cm.jp/>）からもダウンロードできます。必要に応じて証明権者に利用いただくようお願いください。
- ③ 2カ所以上の施設（事業所）を通算して、実務経験を満たす場合には、**施設（事業所）毎の実務経験（見込）証明書の提出が必要**です。
※ 法人内での異動や職種変更の場合も、それぞれに対する証明書が必要です。
- ④ 書類内容の確認のため証明権者（若しくは担当者）へ直接、連絡させていただく場合がありますので記入担当者の連絡先もご記入ください。
- ⑤ **法定資格に基づく業務の場合、その有効期間は、資格登録証等に記載されている登録日以降**となります。当該事業所等に資格登録証等の写しなどを渡していない場合には、資格登録証等の写し等を提示してください。

★ 実務経験を「見込」で証明する場合の注意事項 ★

- 受験申込書提出時点で、必要な実務経験を満たさず、最長平成30年10月13日（試験日の前日）までで達する見込みの方は、「実務経験見込証明書」となります。「見込」証明の場合は、様式中の「見込による証明」欄の□にレ印を付けます。
- 該当者は、**必要な実務経験を満たした時点で、速やかに確定した「実務経験証明書」を改めて提出**が必要です。**送付期限は平成30年10月24日（水）（消印有効）まで**です。
- 確定した「実務経験証明書」の**提出がない場合は、受験は無効**となりますので、十分にご注意ください。
- **既に受験資格に係る実務経験を満たしている方でも、実務経験証明書における「該当業務従事期間」の終了日が証明日を超えている場合には、「実務経験見込証明書」となります。**

例：証明日 平成30年5月10日

該当業務従事期間 平成23年4月1日～**平成30年5月31日**（7年2カ月）

→ この場合は、受験資格に係る実務経験を十分に満たしていても、該当業務従事期間の終了日が、証明日を超えているため「**見込**」証明となります。

(4) 受験申込者が証明権者の場合

医院の医師や薬局の薬剤師が自身で開業している場合等、**実務経験（見込）証明者と受験申込者が同一の場合**は、実務経験（見込）証明書と併せて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の**客観的に証明できる書類の写し（注）**を添付してください。

（注） 個人で開業するにあたって、必要な許認可や届出をした際にそれが受理されたことを証明する書類（開設地・開設年月日がわかるもの）です。

例) 医院の場合は、医療法第8条による診療所開設届の写し

例) 薬局の場合は、薬局開設許可証の写し

例) 介護保険指定事業所の場合は、指定通知書の写し

(5) その他

- ① 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書等、実務経験を確認する書類、受験年度以前に作成された実務経験証明書をもって受験資格の確認ができれば受験資格を有すると判断します。ただし、書類内容によっては、受験資格を有すると判断できない場合もありますのでご了承ください。
- ② 介護保険法第69条の39第1項第2号により、不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められていますのでご注意ください。